



市 章

大津市公報

令 和 2 年 3 月 27 日
号 外 (第 26 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 12 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則を廃止する規則..... 1
- 13 大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 14 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 15 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
- 16 大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第12号

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則を廃止する規則

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する規則(平成13年規則第31号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第13号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則(平成10年規則第24号)の一部を次のように改正する。
第4号中「大津市滋賀里コミュニティセンター条例」を「大津市滋賀里交流センター条例」に、「滋賀里コミュニティセンター所長」を「滋賀里交流センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第14号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条中「第4条第1項第1号に規定する」を「第4条第1項の」に改め、「検疫感染症」の次に「及び同法第34条の感染症の種類として指定された感染症」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第4条第1項の規則で定める作業は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業及び豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は捕獲現場等の消毒の作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第15号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第27項第1号」を「別表第28項第1号」に改める。

第3条中「別表第28項ただし書」を「別表第29項ただし書」に改める。

第4条中「別表第53項」を「別表第54項」に改める。

第5条第1項中「別表第60項第6号ア(7)」を「別表第61項第6号ア(7)」に改め、同条第2項中「別表第60項第6号イ(7)a」を「別表第61項第6号イ(7)a」に改める。

第2条 大津市手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第54項」を「別表第55項」に改める。

第5条第1項中「別表第61項第6号ア(7)」を「別表第62項第6号ア(7)」に改め、同条第2項中「別表第61項第6号イ(7)a」を「別表第62項第6号イ(7)a」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第16号

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則(平成12年規則第134号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(様式第2号)」を削る。

第8条中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「まで(夏季休業期間保育を受ける者に係る保育料にあっては、当該期間分を7月末日まで)」を削り、「まで)」を「)まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項の保育料は、同項に規定する夏季保育期間において通所登録を受ける期間分を7月末日(その日が休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)までに納付しなければならない。

第10条中「あたり」を「当たり」に、「100円」を「110円」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。